

鹿屋市子ども・子育て会議

【資料】



鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

1 鹿屋市子ども・子育て会議とは

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされています。

また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされています。

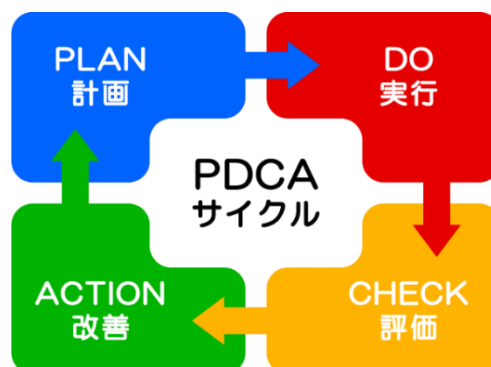
2 鹿屋市子ども・子育て会議委員の役割とは

委員の皆様には、主に子ども・子育て支援法第77条第1項各号に定める以下の4つについて、審議とともに意見をいただくこととなります。

- (1) 特定教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の利用定員に関し、意見を述べること。
- (3) 鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。
- (4) 鹿屋市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

また、鹿屋市子ども・子育て支援事業計画(PPLAN)の達成状況(利用定員数や施策取組)を得るためには、計画に基づく実施・実行(DO)の達成状況を継続的に点検・評価(CHECK)し、その結果を踏まえた計画の処置・改善(ACTION)を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「鹿屋市子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取組の見直しを行っていきます



3 鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の策定

平成 27 年 4 月に、国において、子ども・子育て支援が新制度に移行することになり、「子ども・子育て支援法」に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するため、鹿屋市では「鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は「子ども・子育て支援法」に則し、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で一期とする計画であり、令和 2 年 3 月に期間が満了を迎えたことから、第 2 期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画を新たに策定しました。

「第 2 期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」の策定

平成 30 年度に実施したアンケート調査結果等を受け、
教育・保育の『量の見込み』（現在の利用状況＋潜在的な利用希望）と
『確保方策』（確保の内容と実施時期）の数値を策定しました。



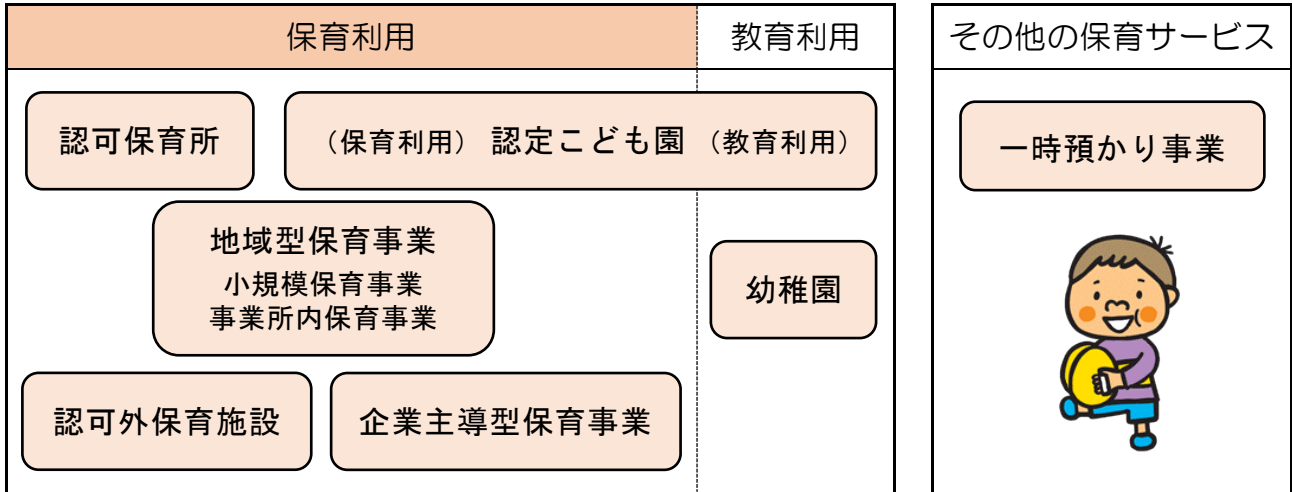
上記の第 2 期計画により策定された具体的な数値目標に基づき、
鹿屋市では保育の受け皿の確保を進め、
安心して子どもを預けられる環境を整えていきます。



4 就学前教育・保育施設などの種類

鹿屋市ではさまざまな教育・保育の施設による保育の受け皿を用意しています。幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ「認定こども園」や、保育所より少人数で保育を実施する「地域型保育事業」など、鹿屋市で就学前の児童が利用できる教育・保育施設やサービスには、以下の種類のものがあります。

教育・保育施設などの種類



認可保育所
0～5歳

就労などの家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設です。夕方までの保育のほか、園により延長保育、一時預かりを実施しています。



認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設です。

0～2歳

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施します。

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施します。

ポイント

3～5歳の子どもは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、通い入れた園を継続して利用できます。

地域型
保育事業
0～2歳

保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもの保育を実施しています。

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

①小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

②事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

③家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細やかな保育を行います。

幼稚園
3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。

園により、預かり保育を行います。

認可外
保育施設

認可外保育施設指導監査基準を満たし、県知事に届け出ている施設です。

利用を希望する場合は施設に申し込むのが一般的であり、サービス内容や保育料は原則として施設が自由に設定できます。

企業主導型
保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供します。

- 複数の企業が共同で設置したり、共同で利用することができます。
- 地域の子どもを受け入れることにより、施設の安定化を図ったり、地域貢献を行うことができます。
- 認可外保育施設ではありますが、保育施設の整備費及び運営費について、認可施設と同程度の助成を受けることができます。



5 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象施設】

幼稚園

認可保育所

認定こども園

地域型保育事業所

企業主導型保育事業所

【対象の子ども】

3～5歳児クラス：全ての子どもたちの利用料が無料

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、月額2.57万円まで

※企業主導型保育事業については、これまでの利用料から年齢に応じた一定の金額が減額されます。

○対象期間は、原則、満3歳になった後の4月1日から（注）小学校入学前までの3年間です。

（注）幼稚園や認定こども園の教育部分は入園できる時期に合わせて満3歳から。

○通園送迎費、食材料費、行事費等は保護者負担。

ただし、食材料費については、

- 年収360万円未満相当世帯は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。
- 全世帯の第3子以降は、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。

0～2歳児クラス：住民税非課税世帯は無料

（保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料。ただし、年収360万円未満相当世帯は、第1子の年齢は不問）

※企業主導型保育事業については、これまでの利用料から年齢に応じた一定の金額が減額されます。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象施設】

幼稚園の預かり保育

【対象の子ども】

3～5歳児クラス：最大月額1.13万円まで無償

※企業主導型保育事業については、これまでの利用料から年齢に応じた一定の金額が減額されます。

○幼稚園の利用に加え、月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額と、預かり保育の利用料を比較し、小さい方が月額1.13万円まで無償となります。

※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。その際、就労等の要件を満たす必要があります。



認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象施設】

認可外保育施設

認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

【対象の子ども】

3～5歳児クラス：月額3.7万円まで無償

0～2歳児クラス：住民税非課税世帯が対象。月額4.2万円まで無償

※無償化の対象となるためには、お住いの市区町村へ申請し「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。その際、就労等の要件を満たす必要があります。

※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

※都道府県に届出し国が定める基準を満たす認可外保育施設のみ（ただし、基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間あり）。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたち

【対象施設】

障害児の発達支援

児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

【対象の子ども】

満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間

○幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合は、両方とも無料。

○利用料以外の費用（医療費、食材料費等）は保護者負担。



6 用語の定義等について

子ども・子育て支援新制度に係る主な用語の定義等については、下記のとおりです。

No.	用語	意味
1	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成します。
2	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」です。
3	認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管します。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られます。株式会社等の参入はできません。
4	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業者内保育のことです。児童福祉法において児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開されます。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象になります。
5	家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細やかな保育を実施し、1～5人まで家庭的保育者の居宅等で実施します。
6	小規模保育	比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気の下できめ細やかな保育を実施し、6～19人まで多様なスペースで実施します。
7	事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施し、数人～数十人程度で事業所その他様々なスペースで実施します。
8	企業主導型保育事業所	平成28年度に内閣府が開始した、企業向けの助成制度による、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。市を通さずに施設の整備費及び運営費が支払われます。
9	施設型給付費	国・県・市が支給する保育所・認定こども園（教育・保育施設）が教育・保育を提供するために必要となる経費です。
10	地域型保育給付費	国・県・市が支給する小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業が保育を提供するために必要となる経費です。
11	特定教育・保育施設	施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」です。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

No.	用語	意味
12	特定地域型保育事業	地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」です。
13	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みです。
14	1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前の子どもです。
15	2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもです。（保育を必要とする子ども）
16	3号認定子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもです。（保育を必要とする子ども）
17	保育必要量	月単位とし、施設型給付費、地域型保育給付費を支給する保育の量を保護者の就労状況に応じて「標準時間（11時間）」「短時間（8時間）」の2区分に認定します。
18	特定支給認定保護者	1号～3号認定子ども（支給認定子ども）の保護者（支給認定保護者）です。
19	公定価格	「保育の必要量」や「施設の所在する地域」等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額です。認定こども園、保育所の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市が決定します。 ※施設型給付費を受けない幼稚園はこれまでと同様、各園で保育料を決定します。
20	定員の弾力化	鹿屋市では、認可保育所と認定こども園（保育部分）の認可定員に対して実利用人数が過大である場合の利用定員の取扱いとして115%まで入所できるようにしています。
21	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援です。
22	地域子ども・子育て支援事業	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援です。 ①利用者支援、②地域子育て支援事業、③妊婦健診、④乳児家庭全戸訪問、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリーサポートセンター事業、⑧一時預かり、⑨延長保育、⑩病児保育、⑪放課後児童クラブ、⑫実費徴収に係る補足給付事業、⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業